

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員	細谷 憲二	非常勤	令和2年7月27日～令和6年7月26日（1期目） （委員長 令和5年4月21日～）	会社役員
委員	中島 琢雄	非常勤	平成30年1月9日～令和8年1月8日（2期目）	医師
委員	信田 恵三	非常勤	令和2年7月13日～令和6年7月12日（2期目）	弁護士

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和5年度の会議開催回数は20回で、付議した議案等の件数は、議案78件、報告15件、その他2件、計95件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議案等
2442	5. 4. 6	(報告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 令和5年度山梨県警察官採用試験の試験結果の提供の件 3 選考採用結果の件 4 一般職の任期付研究員の採用結果の件
2443	5. 4. 20	(議案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 令和5年度山梨県職員採用試験等の試験職種別採用予定人員決定の件 3 令和5年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）実施細目決定の件 4 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定の件 (報告) 1 任用候補者選択結果及び選考による採用候補者採用結果の件 2 令和5年職種別民間給与実態調査の実施の件
2444	5. 5. 19	(議案) 1 令和5年度山梨県警察官採用試験A（第1回）第1次試験合格者決定の件
2445	5. 6. 9	(議案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 令和5年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 3 障害者を対象とした令和5年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 (報告) 1 令和5年度山梨県警察官採用試験A（第1回）第2次試験合格者の件 (その他) 1 令和5年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）申込状況について
2446	5. 6. 23	(議案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件 2 令和5年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者決定の件 3 令和5年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件 4 令和5年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）実施細目決定の件
2447	5. 7. 21	(議案) 1 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正の件 2 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正の件 3 令和5年度山梨県警察官採用試験A（第1回）採用候補者名簿確定の件 4 一般職の任期付研究員の採用計画及び任期の特例の承認の件 (報告) 1 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件
2448	5. 8. 18	(議案) 1 令和5年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 採用候補者選考実施の件 (報告) 1 令和5年人事院勧告の概要の件 2 解雇予告除外認定の件

回数	開催年月日	議 案 等
2449	5. 9. 15	(議案) 1 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 令和5年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びBの試験会場決定の件 2 人事委員会勧告に関わる要請の件 (その他) 1 令和5年度山梨県警察官採用試験A(第2回)・B及び山梨県職員採用試験(高校卒業程度)等の申込状況について
2450	5. 9. 22	(議案) 1 採用候補者選考実施の件 2 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 3 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2451	5. 9. 29	(議案) 1 令和5年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びB第1次試験合格者決定の件 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 人事委員会勧告に関わる要請の件
2452	5. 10. 6	(議案) 1 令和5年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 令和5年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験合格者決定の件 3 令和5年度山梨県職員採用試験(就職氷河期世代)第1次試験合格者決定の件 4 障害者を対象とした令和5年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 5 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2453	5. 10. 17	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 4 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正の件 5 昇任候補者選考実施の件 6 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2454	5. 10. 20	(議案) 1 一般職の任期付研究員の採用計画及び任期の特例の承認の件 (報告) 1 令和5年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びB第2次試験合格者の件
2455	5. 11. 13	(議案) 1 令和5年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)及び小中学校事務職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 令和5年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 障害者を対象とした令和5年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件
2456	5. 12. 1	(議案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件 2 令和5年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びB採用候補者名簿確定の件 3 令和5年度山梨県職員採用試験(就職氷河期世代)最終合格者の決定及び

回数	開催年月日	議 案 等
		これに基づく採用候補者名簿確定の件
2457	5. 12. 15	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件 2 初任給調整手当に関する規則の一部改正の件 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 4 採用候補者選考実施の件 5 主査・主任等昇任内申要件の改正の件
2458	5. 2. 2	(議案) 1 令和6年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件 2 一般任期付職員採用承認の件 (報告) 1 解雇予告除外認定の件
2459	5. 2. 16	(議案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件 2 職員の任用に関する規則の一部改正の件 3 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 4 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正の件 5 令和6年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 6 令和6年度山梨県警察官採用試験実施細目決定の件 7 一般任期付職員任期更新承認の件 8 一般任期付職員採用承認の件
2460	5. 3. 1	(議案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の告示の一部改正の件 3 昇任候補者(警察本部)選考実施の件 4 採用候補者選考実施の件 5 特定任期付職員任期更新承認の件 6 一般任期付職員採用承認の件
2461	5. 3. 22	(議案) 1 警察官の選考による昇任の特例に関する件 2 昇任候補者選考実施の件 3 採用候補者選考実施の件 4 条例の改正に係る意見聴取の件 5 在宅勤務等手当に関する規則の制定の件 6 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 7 通勤手当に関する規則の一部改正の件 8 地域手当に関する規則の一部改正の件 9 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 10 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 11 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 12 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 13 山梨県人事委員会事務局組織規則の一部改正の件 14 人事委員会事務局職員の人事の件

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が令和5年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(令和5年)第9号	5. 4. 27	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	卓越した経験又は高度な専門知識・資格を有する人材を確保するため、試験職種について所要の改正
第10号	5. 6. 19	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用試験（高校卒業程度）の試験職種の追加及び「職員の分べん休暇」を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員を採用する場合の取扱いの追加について所要の改正
第11号	5. 7. 31	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除に関する基準について所要の改正
第12号	5. 10. 2	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	育休業務応援職員に対して勤勉手当を加算して支給するため、所要の改正
第13号	5. 10. 20	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	新たな職の設置等に伴い、級別職務分類表及び管理職手当支給区分表について所要の改正
第14号	5. 10. 20	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	組織の再編に伴い、組織の名称を引用する規定の整理を行うため、所要の改正
第15号	5. 10. 20	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織体制の強化のための職の新設等に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正
第16号	5. 12. 26	山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	令和5年10月17日付の「職員の給与等に関する報告及び勧告」を受けた山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表について所要の改正
第17号	5. 12. 26	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年10月17日付の「職員の給与等に関する報告及び勧告」を受けた山梨県職員給与条例の一部改正に伴い、初任給調整手当の手当額について所要の改正
第18号	5. 12. 26	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年10月17日付の「職員の給与等に関する報告及び勧告」を受けた山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について所要の改正
(令和6年)第1号	6. 2. 22	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	県公報での公告を廃止し、県ホームページ等による周知方法とするため、採用試験の公告等の方法について、所要の改正
第2号	6. 2. 22	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年能登半島地震の被災地に派遣された職員が従事する業務に災害出動手当を支給するため、所要の改正

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
第3号	6. 2. 22	公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員を派遣する団体の追加に伴い、所要の改正
第4号	6. 3. 7	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用試験（大学卒業程度）の試験職種及び選考により採用する職の追加等に伴い、所要の改正
第5号	6. 3. 29	在宅勤務等手当に関する規則	山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、在宅勤務等手当の支給に必要な事項を定める
第6号	6. 3. 29	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	令和6年4月1日付けの組織再編等に伴い、級別職務分類表等について所要の改正
第7号	6. 3. 29	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	在宅勤務等手当の新設に伴い、在宅勤務等手当を支給される職員に対し通勤手当の調整を行うため所要の改正
第8号	6. 3. 29	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	年度末の定期人事異動に係る職員の派遣及び派遣の終了に伴い、地域手当の支給地域について所要の改正
第9号	6. 3. 29	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に従事した場合の防疫等作業手当の特例を設けるため、所要の改正
第10号	6. 3. 29	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員給与条例等の一部改正に伴い、フルタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために必要な事項について所要の改正
第11号	6. 3. 29	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正等に伴い、休憩時間の延長等について所要の改正
第12号	6. 3. 29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会における組織再編に伴う職の新設等に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正
第13号	6. 3. 29	山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	管理監督職勤務上限年齢制の導入による新たな職の設置等に伴い、人事委員会事務局に置く職員について所要の改正

イ 訓 令

訓令番号	公布年月日	訓 令 名	概 要
(令和5年)第2号	5. 7. 31	山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	総合的行政文書管理システムにおける起案等の電子化を推進するため、所要の改正

第3号	5.10.20	山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	行政組織の再編に伴う所要の改正
-----	---------	---------------------------	-----------------

ウ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(令和5年)第1号	5.4.3	簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等	山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う所要の改正
(令和6年)第1号	6.3.7	簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	職員採用試験の名称の変更に伴う所要の改正

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。令和5年度中は以下の条例改正に伴い意見を求められた。

意見提出 年月日	議案番号	件 名	条例の概要	意 見
5.6.23	第50号議案	山梨県職員給与条例等 中改正の件	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に鑑み、災害派遣手当について所要の改正	適当と考える。
5.12.1	第81号議案	山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件	山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和5年10月17日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正	適当と考える。
	第82号議案	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件		
	第83号議案	山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件		
	第84号議案	山梨県職員給与条例等 中改正の件		
6.2.16	第9号議案	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件	最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、所要の改正	適当と考える。
	第50号議案	山梨県職員給与条例等 中改正の件	一般職の国家公務員の給与の改定等に鑑み、所要の改正	

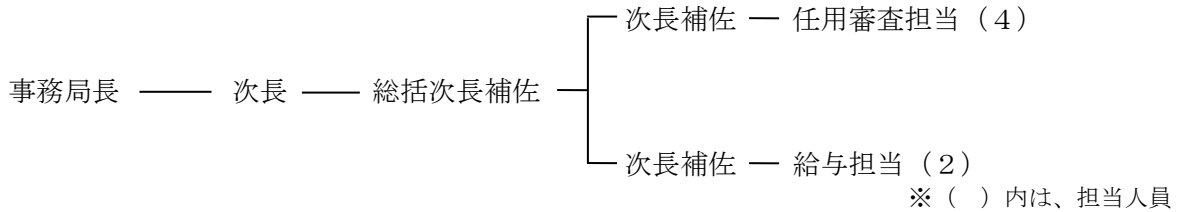
イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているが、令和5年度には該当がなかった。

2 事務局

(1) 組織（令和5年4月1日現在）

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員（令和5年4月1日現在）

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

(3) 分掌事務（令和5年4月1日現在）

（任用審査担当）

- 人事委員会の会議事務に関すること。
- 事務局の庶務・経理に関すること。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関すること。
- 職員の競争試験に関すること。
- 職員の選考に関すること。
- 任用候補者名簿に関すること。
- 臨時的任用に関すること。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関すること。
- 人事評価及び研修に関すること。
- 人事記録の管理に関すること。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 職員の審査請求の審査に関すること。
- 職員の苦情の処理に関すること。
- 職員団体の登録に関すること。

（給与担当）

- 給与に関する調査統計に関すること。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関すること。
- 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 職員に対する給与の支払監理に関すること。
- 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関すること。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。